

さいたま市告示第410号

さいたま市議会資産等公開審査会条例（平成15年さいたま市条例第44号）第3条第1項の規定に基づく審査の申出をするのに必要な者の数について、次のとおり告示する。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 さいたま市議会資産等公開審査会条例第3条第1項に規定する選挙権を有する者の100分の1の数

11,092人

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課情報提供係

(2) 電話 048(829)1117

さいたま市告示第411号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第53条第1項本文及び第54条の2第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、第78条第1項第1号、第78条の11第1項第1号、第85条第1項第1号、第115条の10第1項第1号及び第115条の20第1項第1号により告示する。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) 訪問看護ステーションクラシックメデカ大宮

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区榎引町2丁目491番地2
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社アジアメデカ元気事業団
- エ 申請者住所 東京都千代田区内神田2丁目7番13号
- オ 代表者 代表取締役 松本 弘
- カ 指定番号 1166591770
- キ 指定年月日 令和5年3月1日

(2) 訪問看護ステーションクラシックメデカ大宮

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区榎引町2丁目491番地2
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社アジアメデカ元気事業団
- エ 申請者住所 東京都千代田区内神田2丁目7番13号
- オ 代表者 代表取締役 松本 弘
- カ 指定番号 1166591770
- キ 指定年月日 令和5年3月1日

(3) よつば訪問看護ステーション 武蔵浦和

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区白幡4丁目9番14号
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社よつば
- エ 申請者住所 東京都台東区浅草5丁目54番4号 サンファスト浅草SAビル102号室
- オ 代表者 代表取締役 本間 博
- カ 指定番号 1166591788
- キ 指定年月日 令和5年3月1日

(4) よつば訪問看護ステーション 武蔵浦和

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区白幡4丁目9番14号
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社よつば
- エ 申請者住所 東京都台東区浅草5丁目54番4号 サンファスト浅草SAビル102号室
- オ 代表者 代表取締役 本間 博
- カ 指定番号 1166591788

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(5) 訪問看護ステーションあすなろ

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東宮下 351 番地 4 メゾン花園 301

イ 事業種別 訪問看護

ウ 申請者 高濱社中株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区美園東 3 丁目 18 番地 20

オ 代表者 代表取締役 高田 雅義

カ 指定番号 1166591796

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(6) 訪問看護ステーションあすなろ

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東宮下 351 番地 4 メゾン花園 301

イ 事業種別 介護予防訪問看護

ウ 申請者 高濱社中株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区美園東 3 丁目 18 番地 20

オ 代表者 代表取締役 高田 雅義

カ 指定番号 1166591796

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(7) ひかり居宅介護支援事業所

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区大成町 3 丁目 339 番地 2 光ビル 4 階

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 メディカルホットライン株式会社

エ 申請者住所 東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号 八重洲ファーストフィナンシャルビル
13 階

オ 代表者 代表取締役 高橋 大輔

カ 指定番号 1176520185

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(8) 訪問七福東浦和

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区東浦和 4 丁目 12 番地 13 アイテラス 101

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 株式会社家集介護

エ 申請者住所 東京都北区浮間 3 丁目 5 番 15 127 号

オ 代表者 代表取締役 白水 康雅

カ 指定番号 1176520268

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(9) シンシア大宮東デイサービス

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区深作 859 番地

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 株式会社グローバル総合研究所

エ 申請者住所 愛知県名古屋市千種区内山 3 丁目 10 番 17 号

オ 代表者 代表取締役 鷲見 好厚

カ 指定番号 1176520276

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(10) Cosmos ケアプラン

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区山崎1丁目10番20号 鈴やビル1F

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社コスモス

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市緑区山崎1丁目10番20号

オ 代表者 代表取締役 秋葉 勇夫

カ 指定番号 1176520284

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(11) かがやきデイサービス南与野

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区栄和4丁目21番14号

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 株式会社やまねメディカル

エ 申請者住所 東京都中央区日本橋室町1-2-6

オ 代表者 代表取締役 山根 洋一

カ 指定番号 1176520292

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(12) イリーゼ大宮大和田

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸1039番地1

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 H I T O W A ケアサービス株式会社

エ 申請者住所 東京都港区港南2丁目15番3号

オ 代表者 代表取締役 袴田 義輝

カ 指定番号 1176520300

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(13) イリーゼ大宮大和田

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸1039番地1

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 H I T O W A ケアサービス株式会社

エ 申請者住所 東京都港区港南2丁目15番3号

オ 代表者 代表取締役 袴田 義輝

カ 指定番号 1176520300

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(14) 訪問介護なのはな

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区太田窪1丁目13番2号 2階8号室

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 株式会社ようてい

エ 申請者住所 千葉県千葉市緑区茂呂町 638-7

オ 代表者 代表取締役 小出 裕子

カ 指定番号 1176520318

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(15) ヒューマンライフケア三橋グループホーム

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区三橋5丁目1214番地2

イ 事業種別 認知症対応型共同生活介護

ウ 申請者 ヒューマンライフケア株式会社

エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿7丁目5番25号

オ 代表者 代表取締役 瀬戸口 信也

カ 指定番号 1196501371

キ 指定年月日 令和5年3月1日

(16) ヒューマンライフケア三橋グループホーム

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区三橋5丁目1214番地2

イ 事業種別 介護予防認知症対応型共同生活介護

ウ 申請者 ヒューマンライフケア株式会社

エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿7丁目5番25号

オ 代表者 代表取締役 瀬戸口 信也

カ 指定番号 1196501371

キ 指定年月日 令和5年3月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第412号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) シンシア大宮東デイサービス

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区深作 859 番地
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社グローバル総合研究所
- エ 申請者住所 愛知県名古屋市千種区内山 3 丁目 10 番 17 号
- オ 代表者 代表取締役 鷺見 好厚
- カ 指定番号 1176520276
- キ 指定年月日 令和5年3月1日

(2) かがやきデイサービス南与野

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区栄和 4 丁目 21 番 14 号
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社やまねメディカル
- エ 申請者住所 東京都中央区日本橋室町 1-2-6
- オ 代表者 代表取締役 山根 洋一
- カ 指定番号 1176520292
- キ 指定年月日 令和5年3月1日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第413号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号、第78条の11第1項第2号、第85条第1項第2号及び第115条の10第1項第2号の規定により告示する。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

(1) みやぎ訪問看護ステーション

- ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区美園東3丁目7番地37
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 開設者 株式会社AQUA
- エ 開設者住所 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台1丁目147番地
- オ 代表者 代表取締役 山崎 麻衣子
- カ 指定番号 1166591226
- キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(2) ホームヘルパーさくら

- ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1220番地
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 開設者 株式会社 ネプシス
- エ 開設者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1220番地
- オ 代表者 代表取締役 関 義男
- カ 指定番号 1170300923
- キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(3) ひなたぼっこ

- ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区東町2丁目251番地
- イ 事業種別 福祉用具貸与
- ウ 開設者 有限会社さいたまケアセンター
- エ 開設者住所 埼玉県さいたま市大宮区東町2丁目251番地
- オ 代表者 代表取締役 佐藤 みち子
- カ 指定番号 1176500302
- キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(4) ひなたぼっこ

- ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区東町2丁目251番地
- イ 事業種別 特定福祉用具販売
- ウ 開設者 有限会社さいたまケアセンター
- エ 開設者住所 埼玉県さいたま市大宮区東町2丁目251番地
- オ 代表者 代表取締役 佐藤 みち子
- カ 指定番号 1176500302
- キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(5) ひなたぼっこ

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区東町2丁目251番地
イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与
ウ 開設者 有限会社さいたまケアセンター
エ 開設者住所 埼玉県さいたま市大宮区東町2丁目251番地
オ 代表者 代表取締役 佐藤 みち子
カ 指定番号 1176500302
キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(6) ひなたぼっこ

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区東町2丁目251番地
イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売
ウ 開設者 有限会社さいたまケアセンター
エ 開設者住所 埼玉県さいたま市大宮区東町2丁目251番地
オ 代表者 代表取締役 佐藤 みち子
カ 指定番号 1176500302
キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(7) テルウェル東日本 さいたま介護センタ

ア 住所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目133番地1 ワンライトビル2階
イ 事業種別 家事支援型訪問サービス
ウ 開設者 テルウェル東日本 株式会社
エ 開設者住所 東京都江東区深川2-7-6
オ 代表者 代表取締役 谷 誠
カ 指定番号 1176502332
キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(8) 居宅介護支援事業所 風信子 (ヒヤシンス)

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町2丁目4番18号
イ 事業種別 居宅介護支援
ウ 開設者 株式会社 えぬ
エ 開設者住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町2丁目4番18号
オ 代表者 代表取締役 西窪 雅徳
カ 指定番号 1176506952
キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(9) 天空の里 訪問介護事業所

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺106番地23
イ 事業種別 訪問介護
ウ 開設者 株式会社天空
エ 開設者住所 東京都中野区中野3丁目1番6号
オ 代表者 代表取締役 山下 雄大
カ 指定番号 1176512299
キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(10) 天空の里 訪問介護事業所

- ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺 106 番地 23
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 開設者 株式会社天空
- エ 開設者住所 東京都中野区中野 3 丁目 1 番 6 号
- オ 代表者 代表取締役 山下 雄大
- カ 指定番号 1176512299
- キ 廃止年月日 令和 5 年 2 月 28 日

(11) イリーゼ大宮大和田訪問介護センター

- ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸 1039 番地 1
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 開設者 H I T O W A ケアサービス株式会社
- エ 開設者住所 東京都港区港南二丁目 15 番 3 号
- オ 代表者 代表取締役 袴田 義輝
- カ 指定番号 1176512349
- キ 廃止年月日 令和 5 年 2 月 28 日

(12) イリーゼ大宮大和田訪問介護センター

- ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸 1039 番地 1
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 開設者 H I T O W A ケアサービス株式会社
- エ 開設者住所 東京都港区港南二丁目 15 番 3 号
- オ 代表者 代表取締役 袴田 義輝
- カ 指定番号 1176512349
- キ 廃止年月日 令和 5 年 2 月 28 日

(13) イリーゼ大宮大和田居宅介護支援事業所

- ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸 1039 番地 1
- イ 事業種別 居宅介護支援
- ウ 開設者 H I T O W A ケアサービス株式会社
- エ 開設者住所 東京都港区港南二丁目 15 番 3 号
- オ 代表者 代表取締役 袴田 義輝
- カ 指定番号 1176512372
- キ 廃止年月日 令和 5 年 2 月 28 日

(14) シャルールわん

- ア 住所 埼玉県さいたま市西区三橋 5 丁目 600 番地 1
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 開設者 合同会社マ・ルシアン
- エ 開設者住所 埼玉県さいたま市西区三橋 5 丁目 600 番地 1
- オ 代表者 代表社員 長田 一宏
- カ 指定番号 1176513172

キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(15) まいケアプラン

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎 486 番地 1

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 開設者 有限会社鈴木ハウジング

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎 486 番地 1

オ 代表者 代表取締役 鈴木 正一

カ 指定番号 1176515698

キ 廃止年月日 令和4年12月28日

(16) 奈良町訪問介護

ア 住所 埼玉県さいたま市北区奈良町 166 番地 1 アーバンコーポ奈良 203

イ 事業種別 訪問介護

ウ 開設者 有限会社ライフネット・ジャパン

エ 開設者住所 東京都新宿区神楽坂 1-2

オ 代表者 代表取締役 奈良 康教

カ 指定番号 1176516522

キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(17) 奈良町訪問介護

ア 住所 埼玉県さいたま市北区奈良町 166 番地 1 アーバンコーポ奈良 203

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 開設者 有限会社ライフネット・ジャパン

エ 開設者住所 東京都新宿区神楽坂 1-2

オ 代表者 代表取締役 奈良 康教

カ 指定番号 1176516522

キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(18) シンシア大宮東デイサービス

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区深作 859 番地

イ 事業種別 通所介護

ウ 開設者 株式会社フレミア

エ 開設者住所 静岡県沼津市岡宮 1012 番地の 1

オ 代表者 代表取締役 大竹 竜太郎

カ 指定番号 1176518957

キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(19) シンシア大宮東デイサービス

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区深作 859 番地

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 開設者 株式会社フレミア

エ 開設者住所 静岡県沼津市岡宮 1012 番地の 1

オ 代表者 代表取締役 大竹 竜太郎

カ 指定番号 1176518957

キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(20) 浦和リハビリセンター

ア 住所 埼玉県さいたま市緑区道祖土4丁目19番10号

イ 事業種別 通所介護

ウ 開設者 株式会社レーベンコミュニティ

エ 開設者住所 東京都千代田区三番町6番地14

オ 代表者 代表取締役 保東 實

カ 指定番号 1176519914

キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(21) 浦和リハビリセンター

ア 住所 埼玉県さいたま市緑区道祖土4丁目19番10号

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 開設者 株式会社レーベンコミュニティ

エ 開設者住所 東京都千代田区三番町6番地14

オ 代表者 代表取締役 保東 實

カ 指定番号 1176519914

キ 廃止年月日 令和5年2月28日

(22) 介護サークルかがやき 丘の上の小さな家

ア 住所 埼玉県川口市安行領根岸1938番地4

イ 事業種別 地域密着型通所介護

ウ 開設者 泰光株式会社

エ 開設者住所 埼玉県川口市安行領根岸1938番地4

オ 代表者 代表取締役 鈴木 みさ

カ 指定番号 1190201119

キ 廃止年月日 令和5年1月10日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第414号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条の11第1項第1号の規定により告示する。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) デイサービスグリーンデイ上板橋

- ア 事業所住所 東京都板橋区常盤台 4-37-8 ロードコートときわ台 1階
- イ 事業種別 地域密着型通所介護
- ウ 申請者 介護ジャパン株式会社
- エ 申請者住所 東京都千代田区岩本町 2丁目 11番 9号 イトーピア橋本ビル 2階
- オ 代表者 代表取締役 吉元 幸次郎
- カ 指定番号 1391901046
- キ 指定年月日 令和4年10月21日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048（829）1265

さいたま市告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市西区大字島根字前671番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年 6月23日
第開-N2022025号
- 4 検査済証番号
令和5年 2月28日
第完-N2022025号

さいたま市告示第416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字飯田字観音前19番1、19番11、19番12、19番13、
19番14、19番15、19番16、19番17、19番18、19番19

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区三橋四丁目669-2
株式会社 グランデ 代表取締役 関根 久史

3 許可番号

令和4年10月 6日
第開-N2022089号

4 検査済証番号

令和5年 2月28日
第完-N2022089号

さいたま市告示第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区大字在家字稲荷150番1、150番2、150番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県上尾市浅間台三丁目2番9号
株式会社エス・ディ・ホーム 代表取締役 佐藤 真也
- 3 許可番号
令和5年1月10日
第開 - S2022083号
- 4 検査済証番号
令和5年2月28日
第完 - S2022083号

さいたま市告示第418号

さいたま市下水道事業収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市下水道事業収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

さいたま市下水道事業収納取扱金融機関の指定（平成17年さいたま市告示第349号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
収納取扱 金融機関 の名称	本店（本 所）の所 在地	取扱店舗	事務取扱 の範囲	収納取扱 金融機関 の名称	本店（本 所）の所 在地	取扱店舗	事務取扱 の範囲
[略]				[略]			
[略]				三井住友 信託銀行 株式会社	東京都千 代田区丸 の内1丁目 4番1号	[略]	
[略]				[略]			

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市告示第419号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年3月7日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
2月 28日	猫	西区西新井	雑種	オス	茶白	8~12歳	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第420号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙のとおり（別紙省略）公告します。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第421号

さいたま市支所・市民の窓口公金警備輸送等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市支所・市民の窓口公金警備輸送等業務

(2) 履行場所

さいたま市西区大字西遊馬236番地2 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に営業種目「運送・運行」または「警備」で登載されており、かつ、引き続き同業務で令和5・6年度競争入札参加資格の申請をしていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 直近2年間で、さいたま市指定金融機関である埼玉りそな銀行へ直接現金を納入する業務を受託し、かつ適切に業務を完了した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。交付の方法は手交又は郵送とする。郵送を希望する場合は受付先に連絡すること。手交を希望する場合は受付先にて直接手交する。

(1) 受付先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所8階 さいたま市市民局区政推進部
電話 048（829）1833 FAX 048（829）1992

(2) 交付期間

告示の日から令和5年3月8日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、(2)の期間内に、(1)の電話番号に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

※郵送の場合は令和5年3月8日（水）必着

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付期間

令和5年3月9日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月10日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月10日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第422号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市中央区下落合二丁目692番10、692番11、692番26、692番27、692番28、692番29、692番30、692番39、692番43、692番44、692番45
- (2) 指定の年月日 令和5年3月2日
- (3) 指定の番号 第南22-034号
- (4) 道路の幅員 4.02m
- (5) 道路の延長 34.95m

さいたま市告示第423号

さいたま市ひとり親家庭等訪問相談事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市ひとり親家庭等訪問相談事業業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 告示の日から過去2年の間、国又は地方公共団体において、ひとり親家庭等を対象とした訪問相談事業及びその他同様の事業について、適切に実施した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
担当 手当係 電話 048(829)1270

(2) 交付期間

告示の日から令和5年3月14日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年3月17日(金)午前9時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月23日(木)午前11時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階 第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月23日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
電話 048(829)1909 FAX 048(829)1960

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第424号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- | | |
|---------|-------|
| (1) はり札 | 415 枚 |
| (2) 立看板 | 42 枚 |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

4 連絡先

- | | |
|--------|------------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市役所都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 048（840）6178 |

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和5年3月2日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	桜区	立看板	1	令和5年2月3日	11時30分 から 11時50分	令和5年2月3日	11時50分	
2	緑区	はり札	44	令和5年2月3日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月3日	17時00分	
3	桜区	はり札	40	令和5年2月7日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月7日	17時00分	
4	中央区	立看板	12	令和5年2月8日	15時00分 から 15時30分	令和5年2月8日	15時30分	
5	南区	はり札	22	令和5年2月9日	14時30分 から 16時00分	令和5年2月9日	16時00分	
6	南区	立看板	1	令和5年2月10日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月10日	17時00分	
7	南区	はり札	38	令和5年2月10日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月10日	17時00分	
8	緑区	立看板	10	令和5年2月13日	10時30分 から 11時45分	令和5年2月13日	11時45分	
9	緑区	はり札	18	令和5年2月13日	10時30分 から 11時45分	令和5年2月13日	11時45分	
10	緑区	はり札	17	令和5年2月13日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月13日	17時00分	
11	中央区	はり札	44	令和5年2月14日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月14日	17時00分	
12	桜区	立看板	6	令和5年2月14日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月14日	17時00分	
13	桜区	はり札	76	令和5年2月14日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月14日	17時00分	
14	浦和区	はり札	1	令和5年2月14日	10時30分 から 11時45分	令和5年2月14日	11時45分	
15	南区	立看板	11	令和5年2月14日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月14日	17時00分	
16	南区	はり札	30	令和5年2月14日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月14日	17時00分	
17	中央区	はり札	4	令和5年2月17日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月17日	17時00分	
18	浦和区	はり札	41	令和5年2月17日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月17日	17時00分	
19	南区	はり札	39	令和5年2月21日	8時30分 から 17時00分	令和5年2月21日	17時00分	
20	浦和区	立看板	1	令和5年2月27日	10時00分 から 10時30分	令和5年2月27日	10時30分	
21	浦和区	はり札	1	令和5年2月27日	10時00分 から 10時30分	令和5年2月27日	10時30分	

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和5年3月2日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
22								
23	計	はり札	415					
24		立看板	42					

さいたま市告示第425号

さいたま市の発注する「さいたま市立岩槻本町保育園新園舎建設（電気設備）工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-1453-15							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立岩槻本町保育園新園舎建設（電気設備）工事							
工事場所	さいたま市岩槻区本町2丁目5番5号							
履行期間	契約確定の日から令和6年4月26日まで							
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 構内交換設備工事一式 映像・音響設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 防犯・入退室管理設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 構内配電線路工事一式 構内通信線路工事一式							
予定価格（税込）	41,822,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年3月15日（水）午前9時から 令和5年3月17日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年3月20日（月）午前9時から 令和5年3月22日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年3月23日（木）午後3時10分							
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年3月3日（金）から						
	質問受付期間	令和5年3月 3日（金）午前9時から 令和5年3月14日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年3月17日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市立岩槻本町保育園新園舎建設（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第426号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告した一般競争入札について、次のとおり変更する。

令和5年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更する一般競争入札

(1) 令和5年2月20日さいたま市告示第361号

- | | | |
|---|--------|---|
| ア | 契約整理番号 | 04-4487-42 |
| | 工事名 | 芝川第13処理分区下水道工事（南建-R5-1008）（ゼロ債） |
| イ | 契約整理番号 | 04-4465-48 |
| | 工事名 | 道路修繕工事（南R5一般国道122号）大門工区（ゼロ債） |
| ウ | 契約整理番号 | 04-4465-50 |
| | 工事名 | 道路修繕工事（南R5一般県道さいたま北袋線）（ゼロ債） |
| エ | 契約整理番号 | 04-4465-51 |
| | 工事名 | 道路標識改修工事（南R4一般国道463号）（補） |
| オ | 契約整理番号 | 04-4456-52 |
| | 工事名 | 大谷場地下道補修工事（補） |
| カ | 契約整理番号 | 04-4384-29 |
| | 工事名 | 鴨川第8-2処理分区外下水道工事（北再-R4-451）（補） |
| キ | 契約整理番号 | 04-4384-30 |
| | 工事名 | 岩槻第4処理分区外下水道工事（北再-R4-452）（補） |
| ク | 契約整理番号 | 04-4487-40 |
| | 工事名 | 南部第3処理分区下水道工事（南建-R4-1014） |
| ケ | 契約整理番号 | 04-9856-3 |
| | 工事名 | （仮称）染谷公園整備工事（その1） |
| コ | 契約整理番号 | 04-5208-40 |
| | 工事名 | さいたま市立大宮北小学校（1-1、-2・2・18棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事 |
| サ | 契約整理番号 | 04-5208-41 |
| | 工事名 | さいたま市立針ヶ谷小学校（17・19・27・28・29棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事 |
| シ | 契約整理番号 | 04-4465-47 |
| | 工事名 | 道路修繕工事（南R5一般県道宗岡さいたま線）本町東工区（ゼロ債） |
| ス | 契約整理番号 | 04-4465-49 |
| | 工事名 | 道路修繕工事（南R5一般県道東大門安行西立野線外）（ゼロ債） |
| セ | 契約整理番号 | 04-4356-134 |
| | 工事名 | 箕輪橋外2橋補修工事（その2）（補） |
| ソ | 契約整理番号 | 04-4368-35 |
| | 工事名 | 島町2号調整池ポンプ交換工事（北河R5）（ゼロ債） |

タ 契約整理番号 04-4368-36

工事名 内野本郷排水機場ポンプ交換工事（北河R5）（ゼロ債）

2 変更する箇所

「

その他	
-----	--

」欄に「本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。」を追加する。

さいたま市告示第427号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告した一般競争入札について、次のとおり変更する。

令和5年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更する一般競争入札

(1) 令和5年2月20日さいたま市告示第362号

ア 契約整理番号 04-9858-26

業務名 (仮称) 日進給食センター跡地公園実施設計業務(補)

2 変更する箇所

「

その他	
-----	--

」欄に「本業務は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。」を追加する。

さいたま市告示第428号

さいたま市老人クラブ連合会育成指導業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市老人クラブ連合会育成指導業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他イベント・催事」又は「その他」、「その他の福祉サービス」で登載されている者であり、かつ、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他イベント・催事」又は「その他」、「その他の福祉サービス」で登録申請を行っている者。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は人口30万人以上の地方公共団体と、任意団体等又はイベント等の運営に係る業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階セカンドライフ支援センター

さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課

担当 金子 電話 048(881)8627

(2) 交付期間

告示の日から令和5年3月10日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年3月10日(金)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月23日(木)午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所地下第 1 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 5 年 3 月 23 日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088190.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第429号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和5年2月24日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計57台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048(652)8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/02/20	南浦和駅東口	埼玉県警16-6130737	S506163728		
2023/02/21	武蔵浦和駅	群馬県警30810679	A19AJ26718		
2023/02/21	武蔵浦和駅	埼玉県警23-230362920	STTHY02487		
2023/02/21	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7510016	S7E020293		
2023/02/24	南浦和駅東口	埼玉県警15-5303183	LAA06641		
2023/02/24	南浦和駅東口	埼玉県警22-223396950	G6CV2658		
2023/02/24	南浦和駅西口	埼玉県警19-191926021	B8G49271		
2023/02/24	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6553062	663G55575		
2023/02/24	武蔵浦和駅	埼玉県警20-202130810	A19A103943		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/02/20	大宮駅東口	埼玉県警20-201744407	STE047411		
2023/02/20	大宮駅東口	埼玉県警23-230621888	V220715777		
2023/02/20	大宮駅東口	不明	PHINF00012		
2023/02/20	大宮駅東口	埼玉県警13-3291053	C13J9642		
2023/02/20	大宮駅東口	埼玉県警14-4182658	SNJ373319		
2023/02/20	大宮駅西口	埼玉県警21-212375047	B0K10411		
2023/02/20	宮原駅西口	埼玉県警17-7418757	A16A134841		
2023/02/20	宮原駅西口	埼玉県警14-4537443	SKH56138		
2023/02/20	宮原駅西口	埼玉県警15-5463756	S8500293		
2023/02/20	東大宮駅西口	不明	SX06029400		
2023/02/21	大宮駅東口	埼玉県警21-214604345	STUDF15997		
2023/02/21	大宮駅西口	埼玉県警17-7147512	H6J61787		
2023/02/21	大宮駅西口	埼玉県警20-200094786	A19AK00179		
2023/02/21	大宮駅西口	埼玉県警22-220029948	CU03377		
2023/02/21	指扇駅	埼玉県警20-203514174	SUC021631		
2023/02/21	新都心駅東口	埼玉県警10-0302209	H9B52701		
2023/02/24	大宮駅東口	不明	GF0G01972		
2023/02/24	大宮駅東口	埼玉県警22-224371608	S9L00460		
2023/02/24	大宮駅東口	埼玉県警17-7142206	B6X60702		
2023/02/24	大宮駅西口	埼玉県警22-222301475	B1F40007		
2023/02/24	大宮駅西口	埼玉県警22-223570305	F70308274		
2023/02/24	宮原駅東口	埼玉県警14-4441107	HG3TY16861		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/02/20	浦和駅東口	埼玉県警22-223457002	SWG306587		
2023/02/20	浦和駅東口	埼玉県警22-224379714	SWI037437		
2023/02/20	浦和駅西口	埼玉県警19-193282857	B8K85910		
2023/02/20	北浦和駅西口	群馬県警30773907	WTU106C6216L		
2023/02/21	浦和駅西口	埼玉県警19-191261160	T19A04653		
2023/02/21	北浦和駅東口	埼玉県警21-212608890	SVC314742		
2023/02/21	北浦和駅西口	埼玉県警19-192479789	B9C73805		
2023/02/24	浦和駅東口	埼玉県警22-221065859	JMH211009069		
2023/02/24	浦和駅東口	埼玉県警20-204790787	SUE089858		
2023/02/24	浦和駅西口	埼玉県警21-212286044	FD1907257		
2023/02/24	浦和駅西口	埼玉県警21-210159541	B0J07416		
2023/02/24	北浦和駅西口	板橋G-98296	T8DAA504		
2023/02/24	北浦和駅西口	千葉県警ヨ-181552	S7K012864		
2023/02/24	与野駅西口	志村E-95736	VF5A10329		
2023/02/24	与野駅西口	埼玉県警21-213020609	A21AD12943		
2023/02/24	与野駅西口	埼玉県警16-6206549	A15AJ58298		
2023/02/24	与野駅西口	不明	SVA327170		
2023/02/24	与野駅西口	埼玉県警06-6077761	B5L43897		
2023/02/24	与野駅西口	埼玉県警17-7210627	FC6M14255		
2023/02/24	与野駅西口	宮前26-0245446	GC7F02955		
2023/02/24	与野駅西口	千葉県警マ-074057	I131620		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/02/20	浦和美園駅	埼玉県警22-222587743	ZX22047396		
2023/02/20	浦和美園駅	埼玉県警22-223398979	T6FBA077		
2023/02/20	浦和美園駅	埼玉県警16-6011903	015XU27324		
2023/02/20	浦和美園駅	埼玉県警21-212023256	F20N14035		
2023/02/20	岩槻駅	埼玉県警18-8335036	U0K0380		

合計: 57台

さいたま市告示第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字中尾字駒形1365番1、1365番4、1365番5、1365番6、1365番7、1365番8、1365番9、1365番10、1365番11、1365番12、1365番13、1365番14、1365番15、1365番16、1365番17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号

グランディハウス株式会社 代表取締役 林 裕朗

3 許可番号

令和5年2月10日

第 変 - S 2 0 2 2 0 3 3 号

4 検査済証番号

令和5年3月2日

第 完 - S 2 0 2 2 0 3 3 号

さいたま市告示第431号

さいたま市浦和区針ヶ谷1丁目の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査（街区境界調査）を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第21条の2第3項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、一般の閲覧に供する。

令和5年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 地図及び簿冊の名称
街区境界調査図原図及び街区境界調査簿案（針ヶ谷第3地区）
- 2 閲覧期間
令和5年3月3日から令和5年3月23日まで（20日間）
- 3 閲覧場所
さいたま市役所9階 都市総務課
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認められる場合は、上記期間内に、当該調査を行ったものに対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は期間中毎日8時30分から17時まで行うことができる。
ただし、閉庁日は直近の開庁日の15時までに閲覧の予約を行うものとする。
- 7 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部都市総務課政策係
 - (2) 電話 048（829）1394

さいたま市告示第432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字三条町字社ノ根127番1、127番2、127番3、127番4、
127番5、127番6、127番7、127番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県上尾市向山1丁目2番地16

有限会社 バージンエステート

代表取締役 松本 光

3 許可番号

令和5年1月26日

第変-N2022058号

4 検査済証番号

令和5年3月2日

第完-N2022058号

さいたま市告示第433号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市大宮区上小町263番5
- (2) 指定の年月日 令和 5年 3月 3日
- (3) 指定の番号 第 北22-025 号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 11.11m

さいたま市告示第434号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合から、任期満了に伴う改選により、理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 就任した理事の氏名及び住所
（省略）

さいたま市告示第435号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字東門前字本村219番1、219番2、219番3、220番1、
222番1、222番2、222番4、222番5、222番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

栃木県宇都宮市大通り二丁目1番5号
元気寿司株式会社 代表取締役 藤尾 益雄

3 許可番号

令和4年9月20日

第開 - N2022065号

4 検査済証番号

令和5年3月3日

第完 - N2022065号

さいたま市告示第436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区東大宮一丁目32番9、32番40、32番41、32番42、32番43
（第一工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番88号
積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井 嘉浩

3 許可番号

令和4年11月30日
第開-N2022124号

4 検査済証番号

令和5年3月3日
第完1N2022124号

さいたま市告示第437号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ みむろ自治会

2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所 （省略）
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 （省略）

3 変更年月日

- ・ 令和4年5月15日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第438号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定したので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1	22606号線	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1345 番 18 地先 さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1350 番 1 地先	

さいたま市告示第439号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止したので、同条第3項の規定において準用する、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、桜区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1	B 第 1 3 9 号 線	さいたま市桜区大字上大久保字本村 69 番 1 地先 さいたま市桜区大字上大久保字本村 69 番 1 地先	
2	2 1 4 2 1 号 線	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1350 番 1 地先 さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1345 番 1 地先	

さいたま市告示第440号

道路の区域の決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

路線名	区間	幅員(m)	延長(m)
22606号線	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1345 番 18 地先	4.00	56.87
	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1350 番 1 地先		

さいたま市告示第441号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、桜区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 市道

路 線 名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
B 第 9 4 号 線	さいたま市桜区道場三丁目 650 番	前	2.50	84.75
	さいたま市桜区道場三丁目 652 番 1 地先			
	さいたま市桜区道場三丁目 650 番 1 地先	後	3.20 ～ 4.00	84.75
	さいたま市桜区道場三丁目 652 番 1 地先			
4 0 2 4 5 号 線	さいたま市西区大字水判土字堀ノ内 167 番 1	前	1.82	70.35
	さいたま市西区大字水判土字堀ノ内 174 番 1			
	さいたま市西区大字水判土字堀ノ内 167 番 1	後	4.00	70.35
	さいたま市西区大字水判土字堀ノ内 174 番 1			

さいたま市告示第442号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、桜区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 一般国道

路線名	区間	供用開始年月日
4 6 3 号	さいたま市緑区大字北原字北谷ツ 1588 番 4 地先	令和5年3月7日
	さいたま市緑区大字北原字北谷ツ 1571 番 1 地先	

2 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
B 第 9 4 号 線	さいたま市桜区道場三丁目 650 番 1 地先	令和5年3月7日
	さいたま市桜区道場三丁目 652 番 1 地先	
2 2 6 0 6 号 線	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1345 番 18 地先	令和5年3月7日
	さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1350 番 1 地先	
4 0 2 4 5 号 線	さいたま市西区大字水判土字堀ノ内 167 番 1	令和5年3月7日
	さいたま市西区大字水判土字堀ノ内 174 番 1	

さいたま市告示第443号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月7日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市緑区芝原一丁目22番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市北原町三丁目2番22号
株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
- 3 許可番号
令和4年12月26日
第 変 - S 2 0 2 2 0 3 6 号
- 4 検査済証番号
令和5年3月6日
第 完 - S 2 0 2 2 0 3 6 号

さいたま市告示第444号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、さいたま市地域中核施設プラザノース使用料に関する収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

- (1) 所在地 東京都港区芝3丁目23番1号
- (2) 名 称 J&I 共同事業体
- (3) 代表者 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン
代表取締役 古野浩樹

2 委託施設

- (1) 所在地 さいたま市北区宮原町1丁目852-1
- (2) 名 称 さいたま市地域中核施設プラザノース

3 委託事務

委託施設の使用料を利用者から収納する事務

4 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所スポーツ文化局文化部文化振興課文化施設係
- (2) 電話 048（829）1227

さいたま市告示第445号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和5年3月8日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
医療法人 福慈会
 - 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
病児保育室 むうみん大宮北
 - (2) 所在地
さいたま市北区奈良町32-6
 - 3 確認の辞退の年月日
令和5年3月31日
 - 4 子ども・子育て支援施設等の種類
病児保育事業
 - 5 子ども・子育て支援法施行規則（平成24年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別
- ※法第7条第10項第5号に掲げる事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育）の場合に限る。

さいたま市告示第446号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和5年3月8日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
株式会社 夢眠ホーム
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
夢眠保育園おおみやきた 病児保育室
 - (2) 所在地
さいたま市北区奈良町32-6
- 3 確認の年月日
令和5年2月27日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
病児保育事業
- 5 子ども・子育て支援法施行規則（平成24年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

※法第7条第10項第5号に掲げる事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育）の場合に限る。

さいたま市告示第447号

さいたま市立病院人工呼吸器（NKV-330）賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年3月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院人工呼吸器（NKV-330）賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療機器レンタル等」で登載され、引き続き同営業種目で令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和5年3月13日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年3月17日(金)

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、機器1式を1ヶ月間賃貸借する金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免

税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月23日（木）午前10時15分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

8 入札保証金

見積もった金額（月額）に年間予定数を乗じた額に消費税及び地方消費税（10%）を加算した金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年3月23日（木）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)イに同じ

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1 1 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1 2 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048(873)4274 FAX 048(873)5451

1 3 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に年間予定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

1 4 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第448号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字馬込字五番1212番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年9月21日

第開 - N2022069号

4 検査済証番号

令和5年3月8日

第完 - N2022069号

さいたま市告示第449号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市岩槻区城南五丁目1885番4
- (2) 廃止の年月日 令和5年3月9日
- (3) 廃止の番号 第北廃22-006号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 17.08m

さいたま市告示第450号

公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

本市の地域特性にあったデジタル地域通貨サービスの導入に向けた調査及び制度設計を実施していく上で、あるべき姿の検討やロードマップの作成、導入後のデータ利活用方策や普及率向上に向けた施策提案などについて、デジタル地域通貨や行政に精通した専門家（コンサルタント）の総合的な視点での分析・調査研究・制度立案を行うもの。

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年12月28日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は31,405,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本招請の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「市場調査」又は業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で掲載され、かつ、引き続き同業務で令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本招請の告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

- (4) 企画提案書提出期限において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開

始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 企画提案書提出期限において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が、本招請に参加していない者であること。

3 企画提案に係る資料等の貸与

企画提案書の提出を希望する者に対し、次のとおり資料を貸与するものとする。

(1) 貸与資料

ア さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）

イ さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務要求水準書

ウ 提出書類各種様式（様式1～6）

エ さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務優先交渉権者選定基準

(2) 貸与方法

ア 貸与場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課

電話 048（829）1396

イ 貸与受付期間

本招請の告示日から令和5年4月10日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

ウ 貸与資料返却期限

令和5年4月27日（木）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）に3(2)アの貸与場所に直接返却すること。

エ 貸与費用

無償

(3) その他

ア 貸与資料は、本件以外で使用してはならない。また、3(1)ウ以外の資料は複製をしてはならない。

イ さいたま市契約規則は、ホームページにて確認すること。

<https://www1.g-reiki.net/saitama/reiki.html>

ウ さいたま市業務委託契約基準約款（情報セキュリティ特記事項を含む。）は、さいたま市ホームページにて確認すること。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/006/p002293.html>

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

- (1) 提出書類
参加意思表明書 1部
 - (2) 提出期間
本招請の告示日から令和5年4月10日（月）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
 - (3) 提出場所
3(2)アに同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 参加資格確認通知書の交付
確認審査終了後、参加資格確認通知書を令和5年4月13日（木）に発送するものとする。
- 6 質問の受付及び回答
企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。
- (1) 受付期間
本招請の告示日から令和5年4月12日（水）午後5時15分まで
 - (2) 受付方法
 - ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。
メールアドレス shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp
 - イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。
 - ウ 到達確認に関する問い合わせ先
3(2)アに同じ
 - (3) 質問に対する回答予定日及び回答方法
企画提案書の作成に関する質問に対する回答は、参加意思表明書を提出した全ての者に、令和5年4月14日（金）までに電子メールで行う。
- 7 企画提案書の提出
- (1) 提出書類
企画提案書（正本及び副本）
詳細は実施要領による。
 - (2) 提出期間
令和5年4月14日（金）から令和5年4月20日（木）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
 - (3) 提出場所
3(2)アに同じ
 - (4) 提出方法
持参
 - (5) 無効となる企画提案書
次の企画提案書は、無効とする。
 - ア 2に定める資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

- イ 提出書類に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書
- ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書
- エ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

8 優先交渉権者の決定に関する事項

優先交渉権者の決定にあたっては、さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務業者選定委員会において書類審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とする。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課
電話 048(829)1396 FAX 048(829)1944

10 その他

- (1) 優先交渉権者決定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、優先交渉権者の決定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

さいたま市告示第451号

農政協議資料作成等業務（川通地区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和5年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
農政協議資料作成等業務（川通地区）
- (2) 履行場所
さいたま市岩槻区大字長宮地内外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約日から令和6年3月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に業務「建設コン／開発事業」で掲載されていること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、管理技術者、照査技術者、現場責任者を配置することとし、管理技術者は下記の全ての資格を有するものであること。なお、管理技術者は本入札公告の公告日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものであること。
 - ①技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ②土地区画整理士
- (5) 平成24年4月1日以降に事業認可を取得した埼玉県内における農振農用地の除外を含む市街化区域編入と併せた産業系施設（物流施設、工場、研究施設）の誘致を目的とした業務代行方式の組合土地区画整理事業における農政協議の支援を含む業務実績があること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの認証を取得していること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

担当 産業拠点整備係 電話 048(829)1356

(2) 交付期間

令和5年3月9日(木)から令和5年3月23日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査(以下、「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和5年3月9日(木)から令和5年3月23日(木)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により受付期間必着とする。)

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和5年3月27日(月)午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよう整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月30日（木） 10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館 5階 小ホール

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月30日（木）入札終了後、直ちに行う

イ 場所

7(2)イに同じ

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項及び第4項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048(829)1363

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048(829)1356

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字大戸字際
1659番5、同番6、同番7、同番8、同番9、同番10、同番11、同番12、同番13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
(省略)
(省略)
- 3 許可番号
令和4年11月21日
第開-N2022117号
- 4 検査済証番号
令和5年3月9日
第完-N2022117号

さいたま市告示第453号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字長宮字小河203番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年9月26日
第開 - N2022075号
- 4 検査済証番号
令和5年3月8日
第完 - N2022075号

さいたま市告示第454号

地方自治法施行令第158条第1項及び第158条の2第1項、介護保険法第144条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第114条並びに子ども・子育て支援法附則第6条第5項の規定に基づき、市税等（市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、放課後児童クラブ指導料及び市営霊園管理料（墓地管理料）の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項、さいたま市会計規則第37条第2項、介護保険法施行令第45条の7、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第33条及び子ども・子育て支援法施行令附則第8条第1項の規定により告示する。

令和5年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 受託者の名称及び所在地
りそな決済サービス株式会社
東京都江東区木場一丁目5番25号
- 2 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

さいたま市告示第455号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和5年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定納付受託者

- (1) 名 称 りそな決済サービス株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都江東区木場一丁目5番25号

2 指定をした日

令和5年3月9日

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所出納室出納課出納係
- (2) 電話 048（829）1599

さいたま市告示第456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フードガーデン大宮佐知川店
所 在 地 さいたま市西区大字佐知川字粕田1-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ベルエアランド
代 表 者 代表取締役 宮崎 俊也
住 所 さいたま市大宮区宮町2丁目60番地 永見ビル4階

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社イー・ケー 代表取締役 神田 榮一

(変更後) 株式会社ベルエアランド 代表取締役 宮崎 俊也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

(変更前) 名称 株式会社マツモトキョシグループ
代表者氏名 代表取締役 松本 清雄
住所 千葉県松戸市新松戸東9番地1

(変更後) 名称 株式会社エイチ・エム
代表者氏名 代表取締役 山下 典子
住所 埼玉県上尾市春日2丁目12番17号

(4) 変更の年月日

ア 令和4年3月15日

イ 平成30年2月1日

(5) 変更する理由

ア 所有権移転による。

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名の変更による。

2 届出年月日

令和5年2月27日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年3月9日から令和5年7月10日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年3月9日から令和5年7月10日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

さいたま市告示第457号

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例（平成14年さいたま市条例第104号）第21条第1項に規定する土砂搬入禁止区域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した区域

さいたま市岩槻区大字浮谷1463番、1464番、1494番、1495番及び1496番
以上5筆

2 指定した期間

令和5年3月9日から令和5年9月8日まで

さいたま市告示第458号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和5年3月3日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計62台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048(652)8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/02/27	南浦和駅東口	不明	HBA9NA0433		
2023/02/27	南浦和駅東口	埼玉県警17-7450297	S5791194		
2023/02/27	南浦和駅東口	葛西K-19187	F190380832		
2023/02/27	南浦和駅西口	埼玉県警20-204282684	GC8L09656		
2023/02/27	西浦和駅	埼玉県警20-203424345	SDH06342		
2023/02/27	西浦和駅	埼玉県警20-201032520	WTU053C1096C		
2023/03/02	南浦和駅東口	埼玉県警19-193804934	C1B4848513P		
2023/03/02	南浦和駅西口	埼玉県警16-6381944	B6B00289		
2023/03/02	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7516406	A17AH48075		
2023/03/02	北戸田駅	綾瀬H57822	F060900024		
2023/03/03	南浦和駅東口	千葉県警ス-759433	F21A45675		
2023/03/03	南浦和駅西口	埼玉県警22-222780942	T21K3377		
2023/03/03	武蔵浦和駅	埼玉県警19-193867758	B9G67396		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/02/27	大宮駅東口	大井C-72077	STE302780		
2023/02/27	大宮駅東口	埼玉県警20-201564212	STL051372		
2023/02/27	大宮駅東口	埼玉県警19-193943470	ND4L11116		
2023/02/27	大宮駅東口	埼玉県警21-212905909	STTIF35670		
2023/02/27	大宮駅東口	埼玉県警17-7010155	S6K106389		
2023/02/27	大宮駅東口	愛知県警21-7-24296	SVD320002		
2023/02/27	大宮駅東口	埼玉県警21-210067213	A20AC55276		
2023/02/27	大宮駅東口	埼玉県警22-224428812	STVIJ05436		
2023/02/27	大宮駅西口	埼玉県警00-0024143	AG11969		
2023/02/27	東大宮駅東口	埼玉県警13-3237988	B2J07279		
2023/02/27	七里駅	埼玉県警20-200020766	QS9K00579		
2023/02/28	大宮駅東口	埼玉県警20-203707924	F20685556		
2023/02/28	大宮駅西口	埼玉県警13-3568340	SNG019163		
2023/02/28	大宮駅西口	埼玉県警16-6319703	SPK038983		
2023/03/02	大宮駅東口	埼玉県警21-211861550	A19AL88396		
2023/03/02	大宮駅西口	埼玉県警18-8015343	SA403255		
2023/03/02	宮原駅東口	埼玉県警10-0497131	B5G07587		
2023/03/03	大宮駅東口	埼玉県警17-7214938	VF7D01675		
2023/03/03	大宮駅東口	埼玉県警22-224185502	PH9NC00463		
2023/03/03	大宮駅西口	埼玉県警22-222386004	A21AK83889		
2023/03/03	大宮駅西口	埼玉県警22-222385725	B1H28450		
2023/03/03	宮原駅東口	埼玉県警16-6093093	T25HG969		
2023/03/03	東大宮駅西口	不明	2L05087		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/02/27	浦和駅東口	埼玉県警17-7356805	B7C56059		
2023/02/27	浦和駅西口	埼玉県警22-222496683	6H01704		
2023/02/27	北浦和駅西口	埼玉県警13-3076615	A12AJ50651		
2023/02/28	浦和駅東口	埼玉県警06-6340512	B6C05258		
2023/02/28	浦和駅西口	埼玉県警22-221954440	SWA345759		
2023/02/28	浦和駅西口	埼玉県警02-2241234	C32K7030		
2023/02/28	浦和駅西口	埼玉県警19-191924819	B9C46199		
2023/02/28	北浦和駅西口	埼玉県警20-201992281	B9L20367		
2023/03/03	与野駅東口	埼玉県警19-194870850	A19AF12212		
2023/03/03	北与野駅	埼玉県警21-212450510	ACG2CK101188		
2023/03/03	北与野駅	埼玉県警16-6542713	F60826781		
2023/03/03	北与野駅	埼玉県警19-190177440	H810290628		
2023/03/03	北与野駅	立川F86944	2H07985		
2023/03/03	北与野駅	原宿A53439	B6A19819		
2023/03/03	北与野駅	埼玉県警14-4430060	A14AE21506		
2023/03/03	北与野駅	埼玉県警20-202669182	A20AC36165		
2023/03/03	与野本町駅	埼玉県警20-204309302	SUH037798		
2023/03/03	南与野駅	埼玉県警21-212384984	F180573175		
2023/03/03	南与野駅	埼玉県警22-221621530	SVJ030188		
2023/03/03	南与野駅	埼玉県警17-7214515	C3CF380		
2023/03/03	南与野駅	機失			

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/02/28	岩槻駅	不明	SNK421194		
2023/02/28	岩槻駅	埼玉県警17-7049365	S0C129168		
2023/03/02	岩槻駅	埼玉県警21-210531866	F20916811		
2023/03/03	岩槻駅	埼玉県警22-224053096	STH325824		
2023/03/03	岩槻駅	埼玉県警18-8132369	SSA078536		

合計：62台

さいたま市告示第459号

さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 土地区画整理事業の名称

さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理事業

2 施行者の名称

さいたま市

3 事業期間

変更前 平成9年4月1日から平成40年3月31日まで

変更後 平成9年4月1日から令和18年3月31日まで

4 施行地区

さいたま市岩槻区

大字岩槻字西原一、大字加倉字谷ッ合の各一部、本町一丁目、西町一丁目の各一部

5 事務所の所在地

さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号 ワッツ東館4階

さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所

6 事業計画決定の年月日

平成9年4月1日

7 事業計画変更の年月日

令和5年3月10日

さいたま市告示第460号

さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理事業の事業計画について定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 土地区画整理事業の名称

さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理事業

2 縦覧場所

さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号 ワッツ東館4階

さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所

3 縦覧時間

午前8時30分から正午まで

午後1時00分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）

さいたま市告示第461号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和5年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第462号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和5年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第463号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和5年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第464号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和5年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第465号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和5年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第466号

令和5年さいたま市議会2月定例会において議決された次の補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり（別紙省略）公表する。

令和5年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第467号

令和5年さいたま市議会2月定例会において議決された次の予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり（別紙省略）公表する。

令和5年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 令和5年度さいたま市一般会計予算
- 2 令和5年度さいたま市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和5年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 4 令和5年度さいたま市介護保険事業特別会計予算
- 5 令和5年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 6 令和5年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計予算
- 7 令和5年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計予算
- 8 令和5年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計予算
- 9 令和5年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計予算
- 10 令和5年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計予算
- 11 令和5年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算
- 12 令和5年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計予算
- 13 令和5年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計予算
- 14 令和5年度さいたま市公債管理特別会計予算
- 15 令和5年度さいたま市水道事業会計予算
- 16 令和5年度さいたま市病院事業会計予算
- 17 令和5年度さいたま市下水道事業会計予算

さいたま市告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区三橋4丁目225番3、225番7、225番8、225番9、
225番10、225番11、225番12、225番13、225番14、225番15、22
5番16、225番17、225番18

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川口市並木2丁目11番11号

ナビホーム株式会社 代表取締役 湯浅 博美

3 許可番号

令和4年11月28日

第開 - N2022116号

4 検査済証番号

令和5年3月10日

第完 - N2022116号

さいたま市告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字笹丸字荒神231番4、231番5、236番、266番、267番、
268番、269番、270番1、270番2、271番1、271番2、272番、273番、
274番、275番、276番、277番、278番、279番、280番1、280番2、
280番3、281番、282番、283番、284番1、284番2、284番4、284番5、
285番2、286番2

さいたま市見沼区大字御蔵字小松台252番1、252番3、252番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区土手町3丁目182番

四恩寺 代表役員 小林 寛之

3 許可番号

令和4年 5月10日

第変-N2021145号

4 検査済証番号

令和5年 3月10日

第完-N2021145号

さいたま市告示第470号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字植田谷本字古里

115番1、115番4、115番5、115番6、115番7、115番8、
115番9、115番10、115番11、115番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区三橋四丁目669-2

株式会社 グランデ

代表取締役 関根 久史

3 許可番号

令和4年9月8日

第開-N2022067号

4 検査済証番号

令和5年3月10日

第完-N2022067号

さいたま市告示第471号

さいたま市区民課窓口（一部）業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市区民課窓口（一部）業務

(2) 履行場所

さいたま市西区西大宮3-4-2外

(3) 業務概要

さいたま市区民課窓口（一部）業務仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）

(4) 履行期間

令和5年9月1日から令和8年7月31日まで

(5) 予算の上限額

1,782,713,240円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で登載され、かつ、引き続き令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、本件に参加していない者であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(6) 平成31（令和元）年度以降、住民異動系業務、証明書等請求受付・交付窓口業務、住民記録

システム等入力等業務若しくは郵送請求等処理業務又は類する業務のうち複数種類の業務を、単一契約で受託又は同一履行期間に複数契約で受託し、かつ適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績を有する者であること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案実施要項、仕様書等を直接又は郵送で交付するものとする。交付を希望する者は、受付先に電話で連絡すること。

(1) 交付方法

CD-ROM

(2) 受付先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所8階 さいたま市市民局区政推進部
担当 住民記録戸籍担当

電話 048-829-1833 FAX 048(829)1992

(3) 受付期間

本告示日から令和5年4月14日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(4) 交付費用

無償

4 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 企画提案実施要項に定める書類

(2) 受付期間

3(3)に同じ

※郵送の場合は令和5年4月14日（金）必着

(3) 送付先

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出期間内必着。）

5 参加資格確認通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

電子メール及び郵送とする。

(2) 交付日

令和5年4月20日（木）までに交付する。

6 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、電子メールで次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。詳細は、企画提案実施要項による。

(1) 受付期間

本告示日から令和5年4月5日（水）午後4時まで

(2) 受付先

ア 電子メールアドレス

kusei-suishin@city.saitama.lg.jp

イ 到達確認に関する問い合わせ先

3(2)に同じ

(3) 質問に対する回答

さいたま市ホームページに、質問及び回答を公表する。

ア 回答日

令和5年4月11日（火）までに公表する。

イ ホームページアドレス

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p071798.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部、副本10部

イ 見積書及び見積内訳書 正本1部

(2) 提出期間

令和5年4月21日（金）から令和5年4月25日（火）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出期間内必着。）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施する。

9 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市区民課窓口（一部）業務委託事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、企画提案実施要項を参照すること。

1 0 本招請に関する事務を担当する課

3(2)に同じ

1 1 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (7) 詳細は、企画提案実施要項による。

さいたま市告示第472号

さいたま市胸部X線撮影装置及び画像読取装置等一式賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市胸部X線撮影装置及び画像読取装置等一式賃貸借

(2) 借入場所

埼玉県さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階撮影室

(3) 数量・特質等

ア 数量 仕様書による

イ 特質等 仕様書による

(4) 借入期間

令和5年6月1日から令和11年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）の登載者であり、かつ、引き続き同業務で令和5・6年度競争入札参加資格の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。
- (5) 本入札の告示日において、過去5年以内に国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体との胸部X線撮影装置及び画像読取装置等一式の賃貸借に関する契約実績がある者、又は、過去5年以内に国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体とメーカーにて売買契約実績のある上記機器を賃貸借している者であること。また、契約書等の写し又は業務が完了していることが分かる書類の写しを提示できる者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに、仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所疾病予防対策課
担当 感染症対策係 電話 048(767)8354

(2) 交付期間

告示の日から令和5年3月20日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年3月20日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留を含む。)による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和5年3月23日(木)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、利用料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

あるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月30日（木）午前9時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階図書・資料室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月30日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課

電話 048（840）2205

(8) 業務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所疾病予防対策課

電話 048（767）8354

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示及び仕様書等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健所疾病予防対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区新開二丁目224番1、224番2、224番6、224番7、224番8、224番9、224番10、224番11、225番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美
- 3 許可番号
令和5年1月12日
第開-S2022084号
- 4 検査済証番号
令和5年3月10日
第完-S2022084号

さいたま市告示第474号

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和5年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類
別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第475号

さいたま市緑区役所自家用電気工作物業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市緑区役所自家用電気工作物保安管理業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区中尾975-1 緑区役所

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）の業務「電気設備保守点検」で登載され、引き続き同業務で令和5・6年度さいたま市競争入札参加審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている物でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている物でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(6) 過去2年間に於いて、同種同規模の契約を締結し、履行した実績を有するものであること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。ただし、仕様に関する事項は、入札後に返却すること。

(1) 交付場所

ア さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課
担当 防災・総務係 電話 048(712)1123

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p096096.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年3月16日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書第7項に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年3月16日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒336-8587 さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日

令和5年3月22日（水）午前9時から午後4時まで。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札日時及び場所

ア 日時

令和5年3月28日（火）10時00分

イ 場所

さいたま市緑区中尾975-1 緑区役所2階2A会議室

(4) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課
電話 048（712）1123 FAX 048（712）1270

(7) 業務を担当する課

さいたま市緑区中尾975-1 さいたま市緑区役所区民生活部総務課
電話 048（712）1123 FAX 048（712）1270

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市緑区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第476号

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第16条において準用する第8条の規定に基づき、保存緑地を次のとおり変更したので告示する。

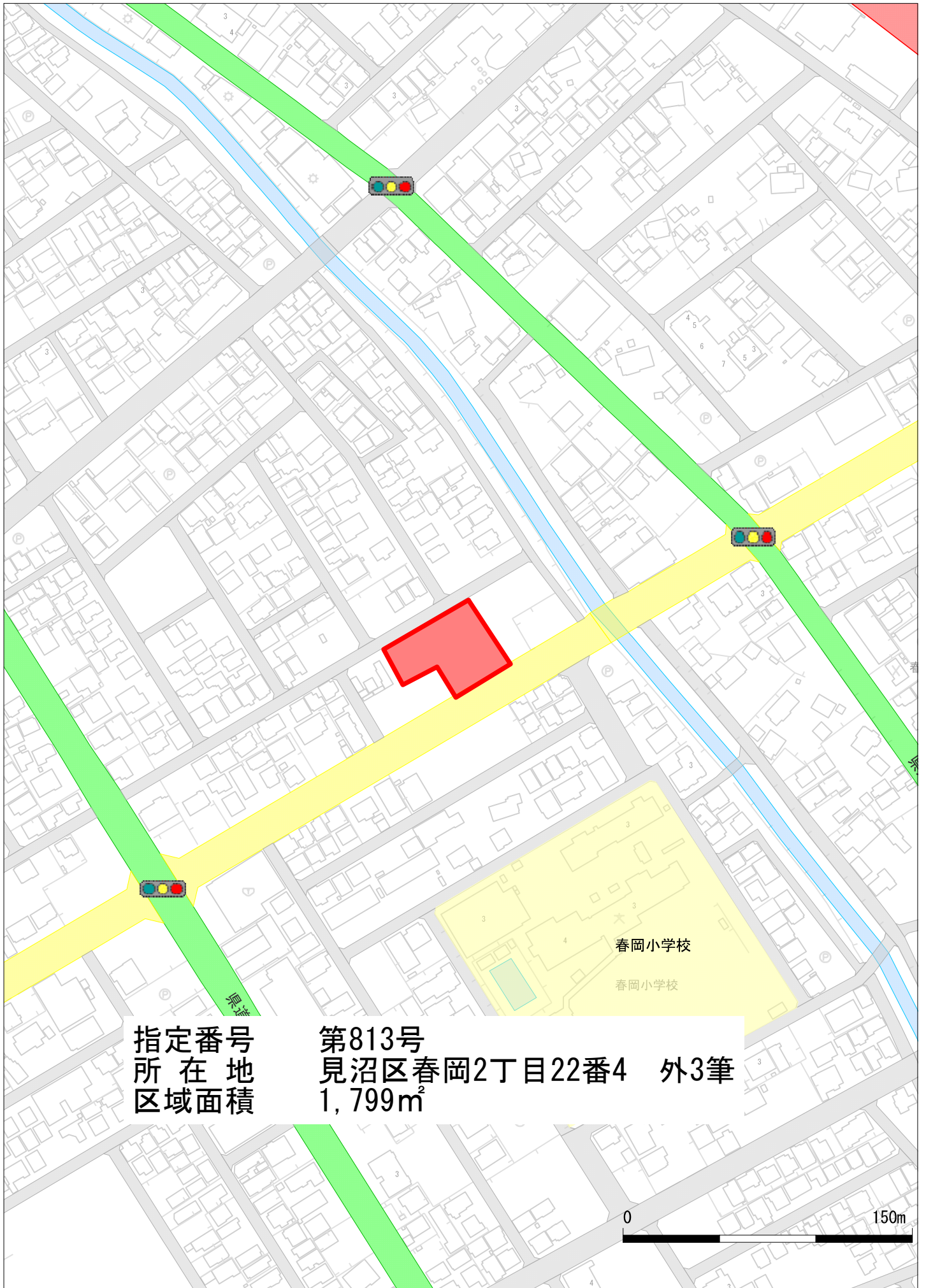
令和5年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名 称 保存緑地
- 2 指定年月日 令和3年4月1日
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定番号、所在地、指定面積、区域面積、図面 別添のとおり

さいたま市保存緑地指定(変更)地区一覧

	指定番号	所在地	指定面積(m ²)	区域面積(m ²)
1	813	見沼区春岡2丁目22番3の一部	280m ²	1799
2		見沼区春岡2丁目22番4	842m ²	
3		見沼区春岡2丁目22番12	435m ²	
4		見沼区春岡2丁目22番13	242m ²	



指定番号
所在地
区域面積

第813号
見沼区春岡2丁目22番4 外3筆
1,799m²

0 150m

さいたま市告示第477号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字東宮下字原口1349番24

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

（省略）

（省略）

3 許可番号

令和5年 8月29日

第開-N2022054号

4 検査済証番号

令和5年 3月13日

第完-N2022054号

さいたま市告示第478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第479号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第480号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第482号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の変更の届出があったので告示する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医師

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第483号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退の届出のあった医師

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第484号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第485号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第486号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和4年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和5年3月14日から令和5年3月20日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

(2) 電話 048（829）1278

さいたま市告示第487号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和4年度 後期高齢者医療保険料督促状

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和5年3月14日から令和5年3月20日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

(2) 電話 048（829）1278

さいたま市告示第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字金重字西251番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
（省略）
（省略）
- 3 許可番号
令和4年9月13日
第開 - N2022053号
- 4 検査済証番号
令和5年3月13日
第完 - N2022053号

さいたま市告示第489号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字馬込字四番931番3、931番4、931番7、
934番1、934番2、934番8、934番9、934番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
蓮田市東六丁目2番12号
株式会社サンヨー不動産 代表取締役 木村 重藏
- 3 許可番号
令和5年1月10日
第開 - N2022134号
- 4 検査済証番号
令和5年3月13日
第完 - N2022134号

さいたま市告示第490号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・4・11号 産業道路

2 施行者の名称

さいたま市

3 事務所の所在地

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目、二丁目、天沼町二丁目及び浦和区上木崎三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

さいたま市告示第491号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・4・11号 産業道路

2 縦覧場所

さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課

さいたま市告示第492号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・4・139号 岩槻中央通り線

2 施行者の名称

さいたま市

3 事務所の所在地

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区加倉一丁目、四丁目、本町一丁目及び二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

さいたま市告示第493号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・4・139号 岩槻中央通り線

2 縦覧場所

さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課

さいたま市告示第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業 3・3・16号 田島大牧線及び3・4・23号 中山道

2 施行者の名称

さいたま市

3 事務所の所在地

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

埼玉県さいたま市南区别所一丁目、浦和区岸町七丁目、高砂二丁目及び三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

さいたま市告示第495号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業 3・3・16号 田島大牧線及び3・4・23号 中山道

2 縦覧場所

さいたま市中央区下落合五丁目7番10号

さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課

さいたま市告示第496号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年3月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 DCMさいたま蓮沼店

所在地 さいたま市見沼区大字蓮沼字北海道1406番1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 DCM株式会社

代表者氏名 代表取締役 石黒 靖規

住 所 東京都品川区南大井6丁目22番7号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗北側平面駐車場	96台
店舗屋上駐車場	273台
合計	369台

(変更後)

位置	収容台数
店舗北側平面駐車場	80台
店舗屋上駐車場	100台
合計	180台

(4) 変更する年月日

令和5年11月2日

(5) 変更する理由

利用実態の少ない駐車場について収容台数を見直し、減少させるため。

2 届出年月日

令和5年3月1日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年3月15日から令和5年7月18日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年3月15日から令和5年7月18日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

さいたま市告示第497号

令和5年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請する。

令和5年3月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和5年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 業務概要

「令和5年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月末日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は16,723,000円（税込）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、「令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に登録されている者であること。

(2) 本招請日において、「令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の申請をしている者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(4) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置を受けている期間がない者であること。

(5) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、要求水準書、令和5年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務企画提案実施要項（以下、「実施要項」という。）等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p095559.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和5年4月12日（水）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 会社概要が分かる書類

(2) 提出期間

本招請日から令和5年3月29日（水）午後4時まで

(3) 提出方法

ア 電子メールで受け付ける。

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(4) 提出先、到達確認に関する問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部経済政策課支援係

電話 048（829）1362

メールアドレス keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

(5) 参加資格確認結果の通知

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無に関わる通知を、令和5年3月31日（金）頃に通知予定

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和5年3月29日（水）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(3) 提出先、到達確認に関する問合せ先

4(4)に同じ

(4) 質問に対する回答予定日

令和5年4月5日（水）までに行う。

(5) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p095559.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（正本1部、副本5部）

イ 積算内訳書

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月12日（水）（持参の場合は休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）（郵送の場合は必着）

(4) 提出場所

4(4)に同じ

(5) 企画提案書等の無効

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を記載した者が提出した企画提案書

7 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定に当たっては、令和5年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務受託事業者選定委員会において、企画提案書及び関連書類をもとに審査を行い決定する。

8 その他

(1) 優先交渉権者決定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、優先交渉権者の決定を取り消されることがある。

(2) この企画提案書の提出等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(4) 詳細は、要求水準書及び実施要項による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階

さいたま市経済局商工観光部経済政策課支援係

電話 048(829)1362

FAX 048(829)1944

メールアドレス keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp